

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

第 1 件名

令和 4 年度 富裕層向け旅行コンソーシアム Virtuoso における PR 用クリエイティブ制作等業務委託

第 2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

その一環として、TCVB では米国の富裕層向け旅行コンソーシアム「Virtuoso」（以下「Virtuoso」という。）に年間で加盟し、北米・南米地域のトラベルアドバイザー・会員向けに様々なプロモーション施策を実施している。本事業では、Virtuoso における雑誌広告、メール広告、記事広告、バナー広告等のクリエイティブ制作、及び制作に必要な業務等を行い、効率的かつ一貫した都市のイメージ訴求を図る。

第 3 契約期間

令和 4 年 7 月 12 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

第 4 対象市場・ターゲット

- 1 Virtuoso に加盟している北米・南米地域のトラベルアドバイザー、及び一般会員。
- 2 ターゲットについての詳細は、TCVB が別途提供する資料を十分に参照し、東京の富裕層旅行者市場におけるプロモーションのターゲット像を十分に理解し事業にあたること。

※ターゲットとする富裕層の定義は別途支給する「東京都が目指すべきターゲット像」参照。

第 5 全体運営

- 1 ラグジュアリートラベル向け訴求ブランドイメージ

ターゲットとする富裕層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、今年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に制作済みのプランナーズガイドのイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」

のマークについては、別紙1「富裕層 PR 事業用マークについて」を参照すること。

2 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【アイコンとキャッチフレーズについて】

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07.html>

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp>

3 Virtuoso におけるクリエイティブ等のイメージ

上記1、2のブランドイメージ、ブランド戦略の他に Virtuoso におけるクリエイティブ等のイメージについては、Virtuoso の公式ウェブサイト

(<https://www.virtuoso.com/travel/>) を参照すること。

4 実施体制

ア 北米・南米地域の富裕層旅行者、富裕層を多く顧客に持つ Virtuoso トラベルアドバイザー、都内サプライヤー等のニーズ、傾向、トレンド、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大の影響なども踏まえて市場動向等を的確に捉え、ターゲット層に訴求力のあるクリエイティブ等を効率的且つ効果的に制作するための体制を整えること。また、必要に応じて Virtuoso の制作担当者や都内サプライヤー等との調整、写真素材の撮影・購入等を効率的且つ着実に実施するための体制を整えること。なお、撮影時は感染症対策をとった上で撮影を行うこと。体制については、下記のガイドラインを参考に計画を立てること。

<https://www.locationbox.metro.tokyo.lg.jp/topics/detail.html?itemid=103&dispmid=702>

イ 本事業における実施体制を明確化し、再委託先会社等含め体制管理を徹底すること。

ウ 別途支給する Virtuoso の年間スケジュールに合わせて、各広告の制作スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。

エ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況や確認事項を綿密に

TCVB に連絡・報告すること。

オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

第6 実施内容

1 全般について

ア 受託者は、富裕層向け旅行地としての東京の魅力がターゲットに的確に伝わるよう、2以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

イ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。また、各広告の制作スケジュールのもと遅滞なく業務を行うこと。

ウ 調整業務

必要に応じて関係者（Virtuoso 制作担当者、都内サプライヤー、TCVB 等）との調整を行うこと。また、クリエイティブ等制作において必要な許諾に要する一切の業務を行うこと。

エ 経費等

（ア）必要に応じて撮影が必要になる場合は、撮影や編集に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費、フッテージ使用料等）は、全て事業費に含むものとする。

（イ）必要に応じて写真素材等の購入・確保が必要になる場合は、購入・確保に係る一切の経費を全て事業費に含むものとする。

オ 撮影上の注意

業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び写真使用の許可を得ること。

2 Virtuoso 出稿用各種クリエイティブの制作等

以下、ア～エのクリエイティブ制作、及び制作する上で必要な業務を行うこと。なお、クリエイティブ制作の際は、別途支給する「Virtuoso 2022 Marketing Media Kit Preferred Partners」（以下、「Marketing Media Kit」という。）を参照すること。

ア 雑誌広告（年3～4回程度）

（ア）Virtuoso が主に北米のターゲットに向けて発行している雑誌類に出稿する1面広告を制作すること。広告案については2種提案すること。なお、雑誌の種類は以下のとおりである。

- ① 隔月で発行される雑誌：年1回掲出を想定。北米地域の厳選された会員とトラベルアドバイザーに向けて発行され、各号でテーマが設定されている。
- ② 毎月発行される雑誌：年2回掲出を想定。毎月テーマが設定され、そのテーマに関心のある北米の会員とトラベルアドバイザーに向けて発行される。

(イ)上記(ア)の各雑誌のテーマに沿った1面広告を制作すること。制作にあたっては各雑誌の寸法に合うようリサイズすること。

(ウ)1面広告の制作にあたり、写真の選定、コピー等のライティング(英語)を行い、全体をデザインすること。

(エ)写真については、TCVB から提供したもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものを使用すること。

(オ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso 及び TCVB から提供するものを使用すること。

(カ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者及び TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

イ メール広告(年4~5回程度)

(ア)Virtuoso が主に北米と南米のターゲットに向けて配信するメール広告の制作に必要な業務を行うこと。メール広告の種類と必要な素材は以下のとおりである。なお、メール広告は以下で提供する素材をもとに Virtuoso の制作チームが規定のフォーマットで作成する。

① 会員向け E メール: Virtuoso に加入している都内サプライヤーを最大5社まで紹介可能。写真5~8枚、及び東京の紹介コンテンツ4~5案を提供すること。

② テーマ付き会員向け E メール: 月ごとにテーマが設定されており、Virtuoso に加入している都内サプライヤーを最大3社まで紹介可能。写真4枚、及び東京の紹介コンテンツを4~5案提供すること。

③ 南米地域のトラベルアドバイザー向け E メール: 都内サプライヤーを2社まで紹介可能。写真2枚を提供すること。

(イ)メール広告の制作にあたり、TCVB と協議の上、写真の選定及び紹介コンテンツの提案を行うこと。

(ウ)写真については、TCVB 及び都内サプライヤーから提供されたもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものから選定すること。

(エ)動画については、TCVB から提供されたものを使用すること。

(オ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso 及び TCVB から提供するものを使用すること。

(カ)メール広告内にて取り上げる都内サプライヤーとの調整を行うこと。

(キ)Virtuoso の制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso 制作担当者及び TCVB 等と調整の上、適宜対応すること。

ウ 記事広告(年2回程度)

(ア)Virtuoso が主に北米のターゲットに向けて発行する雑誌及びウェブサイトにて掲載する記事広告の制作に必要な業務を行うこと。なお、記事広告の種類と必要な素材は以下のとおりである。以下で提供する素材をもとに Virtuoso の

編集チームがライティングを行う。

- ① 雑誌記事広告：第6項2のアに記載の隔月で発行される雑誌に掲載する1面記事広告。年1回掲出予定。雑誌のテーマに沿った内容にすること。紹介するサプライヤー、写真の枚数等はVirtuosoと調整の上、決定する。
- ② オンライン記事広告：Virtuosoの公式ウェブサイトのトップページに2週間に渡り掲出される。テーマ、紹介するサプライヤー、写真の枚数等はVirtuosoと調整の上、決定する。

(イ)記事広告の制作にあたり、TCVBと協議の上、テーマ・紹介コンテンツの提案、及び写真の選定を行うこと。

(ウ)写真については、TCVB、及び都内サプライヤーから提供されたもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものから選定すること。

(エ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso、及びTCVBから提供するものを使用すること。

(オ)記事広告内にて取り上げる都内サプライヤーとの調整を行うこと。

(カ)Virtuosoの制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso制作担当者、都、TCVB等と調整の上、適宜対応すること。

エ バナー広告（年5～6回程度）

(ア)Virtuosoのウェブサイトにて掲載する各種バナー広告を制作すること。第6項2のアに記載の雑誌広告と統一的なイメージで制作し、デザイン案を2種提案すること。なお、バナー広告の種類は以下のとおり。

- ① 横型バナー：年2回程度掲出を想定。各回につき2週間掲出される。
- ② 縦型バナー：年2回程度掲出を想定。各回につき2週間掲出される。
- ③ ニュースレター内のバナー：年2回程度掲出を想定。都、及びTCVBが加入するVirtuoso内のコミュニティ会員向けに配信される。

また、上記（ア）で制作する各バナーに合うようリサイズすること。

(イ)各種バナー広告の制作にあたり、写真の選定、コピー等のライティング（英語）を行い、全体をデザインすること。

(ウ)写真については、TCVBから提供したもの、又は必要に応じて撮影・購入等したものを使用すること。

(エ)広告に挿入する各種ロゴについては、Virtuoso及びTCVBから提供するものを使用すること。

(オ)Virtuosoの制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた場合は、Virtuoso制作担当者及びTCVB等と調整の上、適宜対応すること。

3 その他のクリエイティブの制作等（年3回程度）

Virtuosoの制作スケジュール・出稿時期・回数等に変更が生じた結果、上記2に記載した回数以上のクリエイティブ制作が発生した場合は、Virtuoso制作担当者及びTCVB等と調

整の上、適宜制作及び制作に必要な業務を行うこと。

第7 完了報告と契約代金の支払いについて

1 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

2 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4版縦、横書きカラー、Microsoft Power Point で作成の上、紙3部、電子データをCD-R またはDVD-R で3部納品すること。

※ 目次、体裁、提出期限等はTCVB と協議のうえ決定する。

※ Microsoft Word、Microsoft Excel 等を使用する場合には別紙として添付すること。

第8 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 作成物・成果物に関する権利の帰属

1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVB に帰属する。

3 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

5 上記1、2、3、4の規定は、「第8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第11 個人情報の保護

- 1 別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- 2 本件における「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち、TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名／メールアドレスなどを指す。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ユーザーID やアカウント名など）も同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第8「第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が個人情報を扱う場合は、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させるほか、以下を満たす事業者であること。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類を持っていること。現在認証されていない場合でも、いずれ取得予定であることが望ましい。

第12 その他

- 1 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- 2 その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 3 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 本委託においては、業務の履行にあたって、感染症の感染拡大防止に努めること。
- 5 TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 6 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。

＜連絡先＞ 公益財団法人東京観光財団 観光事業部
担当： 秋山・小西・村田
電話：03-5579-2683